

徘徊高齢者等事前登録制度の実施について

長寿社会部地域包括支援センター

本市では、平成28年4月28日（木）に伊勢崎警察署との間で認知症高齢者等の徘徊及び保護対策に関し緊密な連携及び情報の共有を行うことを目的とした「認知症高齢者等の徘徊及び保護対策に関する協定書」を締結しました。

この協定書に基づく連携強化による早期発見の仕組みとして、徘徊高齢者等事前登録制度を3月から実施します。

認知症などにより行方不明になる恐れのある高齢者等の氏名や身体的特徴、連絡先、写真等の情報をご本人やご家族等の申請により、事前に登録を行い、伊勢崎警察署と情報共有することで、行方不明となった際に早期に発見し、保護することを目的とした制度です。

なお、制度の運用にあたり、事前登録をされた人に対して、衣服や寝巻き、靴などに貼ることができる事前登録シールの配布も行います。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 開始時期 | 平成29年3月1日（水曜日） |
| 2 対象となる人 | ・ 65歳以上の認知症等により徘徊のおそれのある方
・ 40歳以上65歳未満の方で認知症等により徘徊のおそれのある方
・ その他必要と認められる方 |
| 3 申請者 | 本人や家族等 |
| 4 利用者負担 | なし |